

質疑回答書

入札参加者 様

(名称) 令和6年度滋賀県立大学公用車の賃貸借

公立大学法人滋賀県立大学事務局総務課

TEL 0749-28-8206

質疑いただきました事項について下記のとおり回答します。

番号	名称等	質疑事項	回答
1	契約書(案)第16条第2項	長期継続契約において、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか？また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文中に明記することは可能でしょうか？	契約書(案)第16条第4項で「前3項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。」と規程しています。
2	契約書(案)第17条	メーカーによる部品不足等の影響により納期が遅れる場合、ペナルティ無しで宜しいですか。	納期が遅れる場合、契約書(案)第17条または第18条第1項に基づき契約の変更や解除を検討することになります。